

喜多方市ひとつくり・交流拠点複合施設における飲食物販売の行政財産使用許可申請に係る確認表

申請者

申請日 令和 年 月 日

収受日 令和 年 月 日 ※市記載

事項	項目	確認	備 考
申請資格	必要な諸許可等	☐	屋外販売に必要な許可等の手続きが済んでいる、若しくは販売日(複数の場合は販売日初日)より前に手続きを済ませることができること ☐ 消防署 ☐ 保健所 ☐ その他
	屋外飲食物の販売実績	☐	販売実績がある。若しくは問題なく販売が可能なこと
	更生・再生手続き中ではないこと	☐	会社更生法、民事再生法に基づく手続き中でないこと
	暴力団関係者でないこと	☐	喜多方市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと
	成年被後見人でないこと	☐	成年後見制度の成年被後見人でないこと
	契約締結に係る同意を得ていない制限行為能力者ではないこと	☐	未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のための同意を得ていない者でないこと
事前準備	仮申込	☐	申請期間内において、申請の前に仮申込が済んでいること
申請	申請日	☐	要綱に定める申請期間内の申請であること ※郵送の場合、期間内に必着 ☐ めごポイント協力店 前月 1 日～販売希望日(複数日の場合初日)の 10 日前 ☐ 一般店舗 前月 5 日～販売希望日(複数日の場合初日)の 10 日前
	指定様式の使用	☐	指定の様式の申請書を使用していること
	申請者	☐	住所、氏名、必要に応じ屋号、法人名の記載の漏れが無いこと
	他の申請との整合	☐	露店営業、臨時営業、食品衛生法等に係る申請等と当申請との内容の差異がないこと
	必要書類の添付	☐	・(様式 1)希望日申出書 ・行政財産使用許可申請書 注 の関係図面。キッチンカー、テント周りをごみ回収 BOX、消火器等の配置を含めた見取り図等(営業許可申請時の図面の写し等で可)を添付のこと ・本確認表
	貸付条件の順守	☐	実施要綱の 9 貸付条件(1)～(6)の順守及び消火器、ごみ回収 BOX、ごみ袋、掃除用具等必要な物品等を持参のこと

※各項目とも、実施要綱を熟読すること。